



## 第2. 基本方針

### 1. 総務課

#### (1) 法人組織の強化

社会福祉法人制度改革における経営組織のガバナンスの強化、事業運営の透明性向上、財務規律の強化を明確にしていきます。

事業等の企画や廃止には、理事・評議員の参画と他領域の意見を反映させる各種部会・委員会機能を充実させ、効率的・効果的な法人組織の強化を図ります。

また、事務局機能の強化を図るため、職員には積極的に研修への参加を促すとともに内部での人材育成研修や人材確保に向けた取り組みを充実します。

本会の取り組みに多くの方から理解をいただくため、広報紙（たっちハート）・ホームページによる情報発信に加え、その他の広報媒体を活用して積極的な広報活動を進めます。

#### (2) 安定した事業財源の確保

本会の果たす役割が、市民や企業等に理解されない限り、事業財源は減収傾向となります。

地域で活躍される自治会長、民生委員児童委員のご協力を得ながら、財源の使途、成果を地域のなかで分かりやすく伝えていくことが、支え合い活動の循環につながります。

また、企業におけるCSR（社会貢献）活動とも連動した地域ニーズを掘り起こすこと、課題を解決する仕組みをつくることにより企業からの協力を得ていく必要があります。

市補助事業、委託事業による成果を示すことによる予算の獲得にも努めていく必要があります。

さらには、「寄付文化の醸成」を図るため、潜在的な寄付（遺贈）希望者等への周知、協力依頼を進めていきます。

#### (3) 施設の管理運営

施設の管理運営については、老朽化している施設が多いため、施設整備の改修計画を策定するとともに、新たな利用者の開拓や目的にあった利用者サービスの提供に努めます。

また、指定管理施設では、施設の目的達成に努めるとともに、大規模改修等については市と協議しながら計画的に進めます。

いずれも安全、安心、信頼の持てる施設として、緊急時の対応にも十分配慮しながら利用者への接遇に努めます。

#### (4) 災害支援

近年多発する自然災害に備え、燕市地域防災計画への協力や燕市災害ボランティアセンターマニュアルに基づいた平常時の訓練、本会防災計画の見直しを進めます。

また、被災地の状況に応じ、「社会福祉協議会における災害救助活動に関する相互支援協定」による職員派遣や、市民ボランティアによる被災地支援活動の協力体制を整えます。

## 2. 地域福祉課

### (1) 一人ひとりの自立生活を支えるシステムづくり

『第2次燕市地域福祉活動計画～燕ささえあいプラン～』実践4年目となる今年度は、実践中の4区域の充実をはじめ、新たな実践区域の拡大を計画的に進めます。

住民とCSWの連携により、個別課題を把握し、そこから地域の福祉ニーズを整理し、住民による課題解決に向けた支え合い活動を積極的に展開します。地域対応が困難なケースは、全市的な総合相談支援機能による解決へつなげます。このような地域住民主体の支え合い活動が、平成29年4月から実施の地域包括ケアシステムの一端を担えるよう協働していきます。

昨今の多種多様化した相談に対しては、本会の相談窓口機能の強化に努め、相談支援の円滑化を図ります。

当事者に対する地域での自立や社会参加意欲、生きがいづくりを促すサロン活動の拡充や日中の居場所づくりの確保などにも、本会の総合力を活かした支援に努めます。

また、平成29年度に策定を予定する第3次燕市地域福祉活動計画について、行政との連携を図り準備を進めます。

### (2) 地域を支える人づくり

ボランティア・市民活動センター機能の強化に努め、本来のネットワークと情報を活かし、ボランティア・市民活動の活性化を推進します。

平成27年度に養成した「ボランティア・市民活動センターサポーター」との協働による燕市民交流センターの利活用を図ります。

地域福祉係や他機関、NPOなど様々な活動団体と連携し、地域におけるニーズや福祉課題に対応できるよう、子どもから高齢者まで幅広い年齢層から地域福祉活動を担う人材の確保・育成に取り組みます。

福祉教育については、学校や学生に留まらず、「地域ぐるみの福祉教育」を進めます。

## 3. 福祉後見・権利擁護センター

### (1) 福祉サービスの利用支援・権利擁護

福祉サービス利用者や地域住民の立場に立ち、各種サービスの利用や地域生活の支援に向けた相談・支援活動、また、地域全体のサービス水準向上に向けた多様な社会資源の情報提供・連絡調整などを行います。

様々な対象者の生活課題を受け止めるとともに、苦情解決や虐待・権利侵害事案などにも対応します。

また、地域包括支援センターや基幹相談支援センターなどとの緊密な連携と併せて、今年度から施行される障害者差別解消法を見据え、多様な市民の社会参加・参画に必要な合理的配慮や意思決定支援の在り方を検討・推進します。

## 4. 介護事業課

### (1) 在宅福祉サービスの充実

介護保険法や障害者総合支援法による良質で安定的な福祉サービスの提供を目指します。サービスの提供にあたっては、地域福祉推進事業との連携したサービスの展開や、地域や関係機関等との協働による新たなサービスの開拓に努めます。

また、国の指針により市が進める地域包括ケアシステムにおいて、求められる役割を適切に果たすことを目指して事業の健全経営に努めます。

## 5. 事業経営

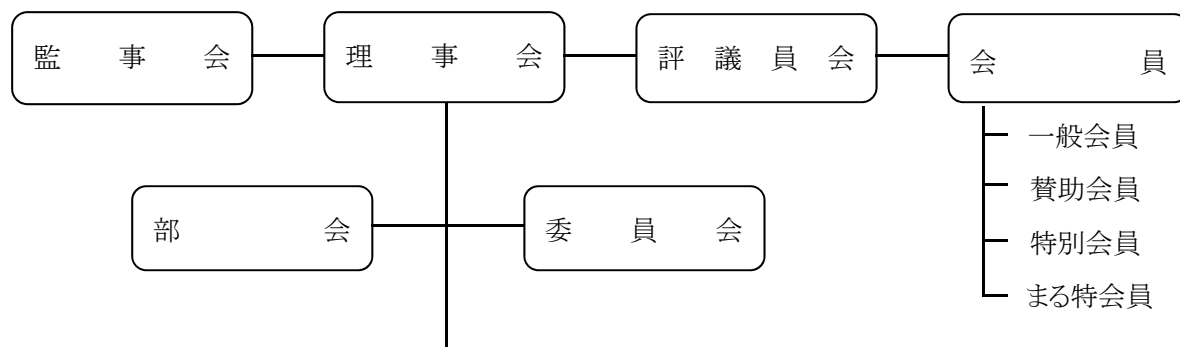
### (1) 法定事業への参入

本会は、介護保険法、障害者総合支援法及び児童福祉法に基づく各種事業に参入しています。これは、自主財源の安定した確保とともに職員のスキル向上に繋がっています。

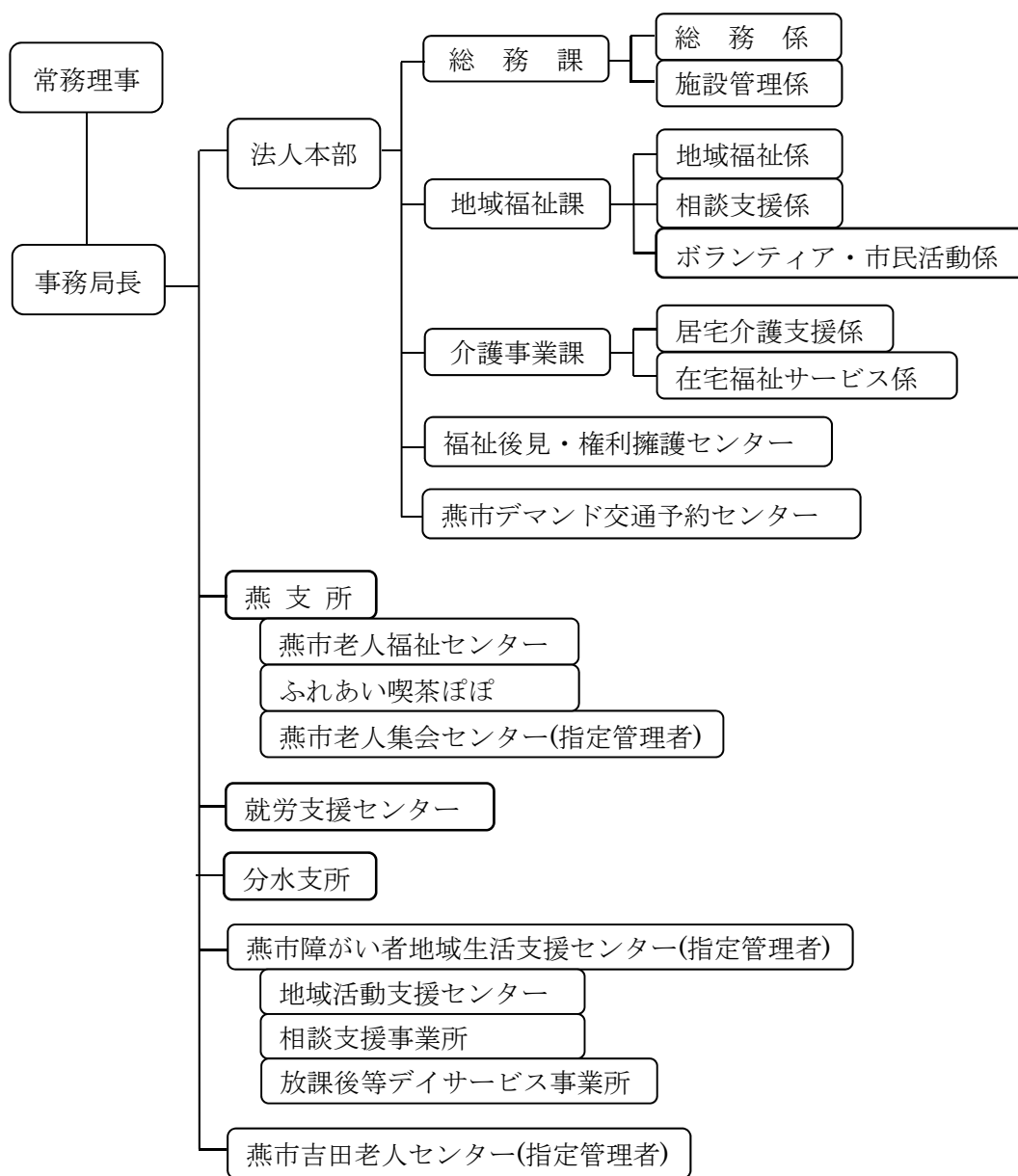
本会職員が、直接サービスの提供を通して自ら当事者を理解し、その情報が内部で共有されコミュニティソーシャルワークを容易に遂行できる絶好の手段と捉えています。

高齢、障害、児童の各法定事業の領域にとらわれることなく、保健、医療、教育、就労等切れ目のない福祉的支援の実現を目指して専門職間の連携強化を図ります。

### 第3. 燕市社会福祉協議会組織



#### 《事務局》



# 1. 総務課 総務係

## (1)現状・課題

法人本部の移転に伴い組織体制の集約を図りました。さらに利用者に対するサービス低下とにならないよう、支所機能も含めた事業展開を進める必要があります。

市からの補助金、委託金による事業を行っていますが、特に委託金については、求められる成果が出せるよう市と充分協議しながら取り組みを進めています。

自主財源である会員会費、法定事業（介護・障害）、収益事業、共同募金助成金ともに減少となっています。本会全体で情報共有を行い、地域課題解決のために必要なサービスの提供をめざし、財源の確保を図らなければなりません。

労働安全衛生法の改正により、ストレスチェックの義務化が生じましたが、引き続きワークライフバランスを保ち、職場環境の改善に努めています。

## (2)目標・方針

厚労省、全国社会福祉協議会等からの情報をタイムリーにキャッチし、この地域にあった福祉施策を展開していきます。

社会福祉法人として、経営組織のガバナンス、事業運営の透明性の向上、財務規律の強化など、市民への説明責任を果たしていきます。

会員の拡大や寄付受け入れを増やすため、企業等へ積極的にアプローチします。

ハッピーパートナー登録事業所として、職場環境の改善、ワークライフバランスの確立等、働きやすい職場を目指します。

## (3)事業概要

### 【法人組織の強化】

- ・ 会務の運営（理事会、評議員会、監事会、法人運営部会、課内、係内）
- ・ 定款、諸規程の整備
- ・ 公印管理
- ・ 人事、労務管理、福利厚生
- ・ 財産管理
- ・ 法人内連携の促進
- ・ 会計事務
- ・ 事業計画、事業報告
- ・ 予算、決算
- ・ 事業評価
- ・ 人事考課、目標管理
- ・ 役職員研修
- ・ 広報活動（ホームページ、つばめ社協だより「たっちハート」）
- ・ 法人の庶務

### 【安定した事業財源の確保】

- ・ 会員会費の加入促進
- ・ 共同募金運動への協力
- ・ 補助金、受託金の安定確保
- ・ 法定事業財源の安定確保
- ・ 基金の運用
- ・ 各種助成金、スポンサーの活用

### 【各種団体との連携】

- ・ 自治会協議会との連携
- ・ 老人クラブ連合会への支援

### 【給付事業の実施】

- ・ 障がい者タクシー利用券等助成事業
- ・ 金婚慶祝事業

### 【災害支援】

- ・ 市地域防災体制への協力
- ・ 県社協災害支援体制での連動
- ・ 災害ボランティアセンター設置体制の整備
- ・ 防災計画の見直し



法人運営部会・地域福祉部会 合同会議

## 2. 総務課 施設管理係

### (1)現状・課題

各施設とも老朽化が進んでいることに加え、利用者の減少が続いています。施設改修に係る費用を捻出するため、助成金の活用、市への働きかけによる財源確保が必要です。

法人本部と一体的に管理する燕市民交流センターの活用については、市民活動・ボランティア団体の活動拠点となりやすくするための工夫や市民への積極的なPRに努めなければなりません。

燕市老人福祉センターについては、施設の老朽化による適切なメンテナンスと本部移転により職員体制が変わったことなどから、一層適切で効率的な施設運営に努めなければなりません。

### (2)目標・方針

各施設とも地域の拠点となる場と捉え、サービス内容の見直しを進め、利用者の確保に努めます。

平成29年度を目途に、改修に係る経費を算出し、有効な助成金を活用した改修計画を作成します。

施設の有効活用を図っていくため、利用者のニーズを的確に把握し、市民や老人クラブ等へサービスを提供します。施設の今後の利用方法について、市へ働きかけを行います。

また、燕市老人福祉センターについては、利用者の理解を得ながら毎週の休館日を設けることとし、施設の効率的運営、経費の節減に努めます。

### (3)事業概要

#### 【施設の管理経営】

- ・燕市老人福祉センター「つばめ荘」
- ・屋内ゲートボール場「すぱーく燕」
- ・ふれあい喫茶「ぼぼ」
- ・燕市民交流センター

#### 【市指定管理施設の運営】

- ・燕市老人集会センター



### 3. 地域福祉課 地域福祉係

#### (1)現状・課題

第2次燕市地域福祉活動計画の実践項目に掲げられている「支え合い活動のしくみづくり」について、市内4区域（まちづくり協議会と同区域）において、既に設置されている支え合い活動推進委員会や支え合い活動相談所を拠点に、支え合い活動が計画的に展開されています。

しかしながら、2区域の拡大を目指した平成27年度は、しくみづくりに関する説明会や検討会を開催するにとどまり、具体的な成果を得ることができませんでした。

これを受け止め、今後も引き続き、住民や関係機関等との協働により各種事業を実践することにより、地域福祉推進への波及効果を高めていかなければなりません。

地域の体制が整うなかで、地域の見守りや支えを必要とする人、制度の狭間で支援に結びついていない人、孤立しがちな人など、潜在化しやすい様々な生活課題を抱えている人たちを深刻な状態になる前に早期発見・予防・解決できるよう、住民と関係機関等とのネットワークを活かした支援を進めていく必要があります。

#### (2)目標・方針

コミュニティソーシャルワーカー（CSW）が中心となり、地域との関係を深めながら、上記実践の拡大を進めます。地域住民・民生委員児童委員・まちづくり協議会・ボランティア・関係機関・行政等との連携を深め、地域主体による課題解決のしくみを確立します。

また、第2次燕市地域福祉活動計画の実践4年目として、同計画の評価委員をはじめ、各分野に所属する市民から実践に対する声を収集し、丁寧な検証・評価を行うことで本活動の普遍化を図ります。

さらに、改正介護保険法による介護予防・日常生活支援総合事業（新しい総合事業）への移行（平成29年4月）に向け、生活支援コーディネーターの配置と一般介護予防事業の一部を市より受託し、地域支え合い活動や各種サロン等、従来の社協活動や関係団体とのネットワークを活かしながら、行政との協働により燕市の地域福祉を推進します。

#### (3)事業概要

##### 【企画・調整機能の強化】

- ・第2次燕市地域福祉活動計画の実践・評価
- ・会務の運営（地域福祉部会、第2次燕市地域福祉活動計画評価委員会、課内、係内）
- ・地区福祉活動の支援

##### 【広報・啓発機能の強化】

- ・社協だより「たっちハート」の発行（地域福祉事業関係）
- ・は～とふるカレンダー等の作成

##### 【住民団体との連携・支援】

- ・民生委員・児童委員との協働
- ・自治会、まちづくり協議会との連携

- ・福祉活動団体等への支援
- ・市内支援機関との連携
- ・NPO、市民活動団体への支援

#### 【一人ひとりの自立生活を支える事業の実施】

- ・各種サロン活動の充実
- ・玄関前除雪支援事業
- ・地域支え合い体制の推進（一部受託）
- ・生活支援コーディネーター配置事業（受託）
- ・地域介護予防活動支援事業（受託）
- ・介護予防普及啓発事業（受託）
- ・在宅介護者リフレッシュ事業（受託）
- ・配食サービス事業（受託）



地域支え合い活動推進委員会

## 4. 地域福祉課 相談支援係

### (1)現状・課題

平成27年5月の法人本部移転により、法人本部及び各支所で開設の心配ごと相談所の利用に変化が生じています。弁護士による法律相談は、法人本部と各支所を巡回し、月2回開設しています。

昨今の多くを占める経済的困窮等の相談には、生活福祉資金貸付制度や小口資金貸付事業の利用をはじめ、生活困窮者支援窓口との連携による生活立て直しへの支援を行っています。

しかし、相談の中身は複合的であり、ひとつの窓口ですべてが即解決、とはいかない現状です。そのためにまずは、相談をきちんと受け止める体制を確立し、適切な相談窓口へつなぐための顔の見える関係づくりが必要です。

### (2)目標・方針

今年度から、心配ごと相談所を法人本部に集約し、週1回2名の相談員を配置して開設します。来談者の最初の窓口として相談をしっかりと受け止め、社協内外に関わらず、適切に次につなげることを目標とします。

また、生活困窮等を発端とする様々な相談に対しても、傾聴の姿勢による細やかな相談支援に取り組めます。

### (3)事業概要

#### 【相談窓口機能の強化】

- ・福祉相談窓口の設置（来所、電話）
- ・心配ごと相談、弁護士相談の実施

#### 【低所得者・生活困窮者支援の強化】

- ・生活福祉資金貸付制度の利用支援
- ・小口資金貸付事業
- ・生活困窮支援機関との連携

## 5. 地域福祉課 ボランティア・市民活動係

### (1)現状・課題

平成27年度は、法人本部移転に伴いボランティア・市民活動センター（以下、「センター」という。）機能の充実・強化を図る目的で、ボランティアに関する相談・登録・連絡調整や情報提供に努めてきましたが、本来のネットワークと情報を活かした対応へは、改善の余地があります。

また、ボランティア実践へのきっかけづくりや、実践者・関心のある者などの交流会、人材の養成講座等を開催しているものの、継続した活動への結び付けや福祉課題・ニーズの把握が不十分なため、様々な地域課題を解決していくコーディネート機能も活かしきれていません。

### (2)目標・方針

本会にとってボランティア・市民活動を推進するということは、市民による地域福祉への参画の機会が広がることであり、今年度は、2本の柱として「センター機能の充実・強化」「人材の発掘と育成」を推進します。同時に、燕市民交流センターを拠点とした、情報や広報などの集発信も継続して行います。

また、本会に設置するセンター運営委員会では、委員による多角的な視点からセンターの運営について協議していきます。併せて、センターサポーターによる市民目線でのセンターの利活用促進についても協働で推進します。

さらに、福祉だけではなく様々な分野に関心をもつ人を地域の福祉活動への参加につなげるため、地域福祉係をはじめ他課や関係機関等と連携し、その人材の確保と育成に取り組みます。

福祉教育については、学校や児童・生徒に対するものとしてのみとらえるのではなく、地域住民や機関・団体なども対象に幅広い啓発を進めていきます。

### (3)事業概要

#### 【センター機能の充実・強化】

- ・センターの運営、機能の充実・強化
- ・燕市民交流センターの利活用の促進
- ・福祉情報の収集、発信
- ・災害ボランティアセンターの設置訓練
- ・会務の運営（センター運営委員会、係内）

#### 【人材の発掘と育成】

- ・ボランティア育成講座の開催
- ・既存活動団体の横のつながりを拡大
- ・福祉教育の推進



ボランティア交流会

## 6. 介護事業課 居宅介護支援係

### (1)現状・課題

居宅介護支援事業は、法改正や社会情勢に影響されやすく、安定した経営が難しい現状です。特定事業所加算\*を算定する事業所として、処遇困難ケースなどを多く受け入れています。加算を得ることで経営の安定を図っていますが、こうしたケースは医療依存度が高い難病や終末期のケース、地域から孤立した独居世帯、高齢者世帯、認知症のケースなどであるため、業務量が多くなっています。

※専門性の高い人材の確保や支援困難ケースへの対応など、事業所全体としてより質の高いケアマネジメントを実施している事業所に対して、一定単位数を加算するもの。

### (2)目標・方針

利用者が安心して在宅生活を継続できるよう、法令を遵守し、適正かつ良質なサービスを提供するため、必要な知識、技術の習得に取り組みます。

また、利用者との信頼関係の構築に努め、誠意ある対応を行います。

さらに、「住み慣れた地域で自分らしい生活を続けられるようにする」という地域包括ケアシステムの実現のため、多職種連携を図りながら質の高いケアマネジメントを実現します。

今年度も継続して吉田地区利用者の拡大に努め、安定した経営を目指します。

### (3)事業概要

#### 【事業所の強化】

- ・会務の運営（課内、係内）
- ・課内職員研修の実施
- ・定例会の開催

#### 【居宅介護支援の充実】

- ・居宅介護支援事業
- ・インフォーマルサービスの活用促進

**介護のことはお気軽に!**

～燕市社会福祉協議会介護サービス室～  
住み慣れた自宅で、安心して生活できるように私たちがお手伝いします。

**ヘルパーが介護のお手伝いをします。**  
ホームヘルパーが、ご自宅を訪問して一人暮らしのお年寄り、高齢者夫婦の世帯、日中お年寄りが一人になる世帯で、介護に困りの方のお手伝いをします。  
・おむつ交換 ・入浴の介助  
・食事の介助 ・調理  
・買い物 ・掃除

**ケアマネージャーがご自宅での介護に困っている方の相談に応じます。**  
・介護認定の申請手続きの代行をします。  
・ご希望のサービスを紹介します。  
・サービスが受けられるためのケアプランを作ります。

**障がいをお持ちの方のお手伝いをします。**  
・食事の用意 ・着替え  
・入浴の介助 ・外出の介助  
・部屋の掃除

**訪問入浴車が伺います。**  
・寝たきりの方や障がいをお持ちの方でも安心してお風呂に入れます。  
・看護師1名と介護士2名の3名が入浴車でご自宅に訪問します。

【ご相談・お問い合わせ】  
燕市社会福祉協議会 介護サービス室  
ホームヘルパー 電話 0256-78-8701  
ケアマネージャー 電話 0256-78-8702

事業パンフレット

## 7. 介護事業課 在宅福祉サービス係

### (1)現状・課題

施設入所志向の強い地域性などもあり、地域密着型サービス等への利用が増えています。その影響を受け、安定した利用者数の維持が厳しい現状です。

そのなかで法定事業所として、適正なサービスの提供を目指し、関係機関と連携していく必要があります。また、職員間の接遇・技術レベルの差を解消するために、計画的な研修や指導を継続的に実施し、レベルアップを図り、ヒヤリハット事例の発生を抑え、再発防止に努めました。今後も更なるサービスの質の向上に努めなければなりません。

### (2)目標・方針

利用者に安全・安心してサービスを利用していただける良質なサービスを提供するために、必要な知識、技術の習得に取り組み、サービスの質の均一化を図っていきます。

また、利用者の生活、人権を尊重し、できる限り自立した生活が送れるよう支援します。

さらに、障がいのある人が住み慣れた地域で自立した生活が続けられるよう、障がい特性を十分理解し、適切なサービスを提供します。

今年度は、新規利用者を開拓し、効率よく稼働することにより安定した経営を目指します。

### (3)事業概要

#### 【事業所の強化】

- ・会務の運営（課内、係内）
- ・課内職員研修の実施
- ・定例会の開催

#### 【高齢福祉サービスの実施】

- ・訪問介護事業
- ・訪問入浴介護事業
- ・軽度生活支援事業

#### 【障害福祉サービスの実施】

- ・居宅介護事業
- ・重度訪問介護事業
- ・同行援護事業
- ・身体障害者訪問入浴介護事業
- ・移動支援事業

#### 【自主サービスの実施】

- ・在宅生活支援ホームヘルパー派遣事業



介護現場のリスクマネジメント研修会

## 8. 福祉後見・権利擁護センター

### (1)現状・課題

高齢福祉の領域においては、地域包括ケアシステムの構築に向けた検討が進められ、障害福祉分野では、障害者総合支援法施行後3年間の状況を踏まえて今後の見直しの基本的な考え方が示されるなど、支援を必要とする人への対応は、より地域の実情に合わせたものへと転換していく必要に迫られています。

多様化するニーズに対しては、地域全体での重層的なネットワークの形成が必要であり、支援の専門性と実効性が求められています。

### (2)目標・方針

本人主体の地域生活支援を基本に、地域のなかの支援者・支援機関などと協働して権利擁護支援を行います。

さらに、より地域に根ざした権利擁護支援を実践するために、様々な専門職・専門機関等とネットワークを形成することと併せて、潜在的な地域の力、市民のスキルを活かす取り組みも検討していきます。

### (3)事業概要

#### 【権利擁護専門相談・支援】

- ・法人後見の受任、日常生活自立支援事業の利用支援など

#### 【権利擁護支援事業（受託）】

- ・権利擁護に関する相談及び専門的支援
- ・虐待等の権利侵害への対応及び権利擁護に関する専門的支援
- ・権利擁護に関する制度の普及及び啓発
- ・地域における権利擁護支援ネットワークの構築
- ・地域の権利擁護支援の担い手の養成及び活動に関する事業

#### 【権利擁護支援の推進に関する検討】

- ・福祉後見・権利擁護センター運営委員会の開催



センターの窓口

## 9. デマンド交通予約センター

### (1)現状・課題

「おでかけきららん号」は、平成25年度の運行開始以来、多くの方が利用されており、交通弱者の利便性向上等のためにも、身近な公共交通の一つとして役割を担っています。

平成27年7月1日から弥彦村に運行エリアを拡大したことに伴い、電話回線を1回線増設して4回線とし、オペレーターも午前4人・午後3人の業務体制としました。しかし、依然として休み明けの午前中はつながりにくい状況であります。特に高齢者の利用が多く、電話対応に時間がかかることもあります。また、満車等よりご希望の便が予約できない方や予約の便を勘違いされている方へも丁寧な対応に努めています。

今後も、「おでかけきららん号」を身近な公共交通の一つとして、よりよく利用していただくために、燕・弥彦地域公共交通会議事務局や運行事業者と一層の連携を図り、PRと運行ルールの周知等を図っていく必要があります。

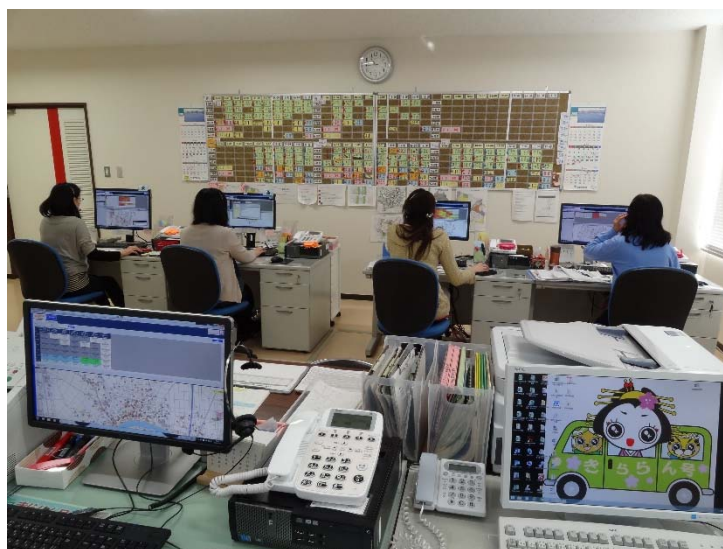
### (2)目標・方針

「おでかけきららん号」を安全・安心、効率的に運行するための予約受付・配車業務を行います。利用者には親切・丁寧な対応を心がけ、予約受付・配車業務においては、正確・迅速な処理に努め、利用者のサービス向上を図ります。

### (3)事業概要

#### 【事業の実施】

- ・デマンド交通予約センターの燕・弥彦地域公共交通会議からの受託運営
- ・「おでかけきららん号」の予約受付、配車業務及び回数券の販売
- ・「業務報告書」の作成及び苦情等の処理
- ・燕・弥彦地域公共交通会議事務局や運行事業者との連携、情報交換



デマンド交通予約センター



## 10. 就労支援センター

### (1)現状・課題

平成27年10月の障害福祉サービスの報酬改定で、短時間利用に係る減算の基準が厳しくなりました。事業経営を安定させるため、事業所の現状に合った体制づくりが求められています。

自主事業（キャンドル製造）は、徐々に知名度も上がり、売上げも少しずつ伸びてきていますが、依然として安定した収益までには至っていません。清掃作業や解体作業でも、収支バランスを改善をしていかなければならない状況が続いています。

### (2)目標・方針

就労継続支援A型事業では、利用者の目的に合った働き方を尊重しながら、作業場面での訓練を通じて、社会性やコミュニケーション能力など就労に必要な力が身に付けられるよう支援します。また、働くことへのモチベーションや就職への意欲が高められるよう作業内容の工夫を行うとともに、収支バランス改善のため、収益性が高い仕事の確保に努めます。

就労継続支援B型事業では、利用者が働くことの大切さやそれぞれの役割を担うことにより達成感が実感でき、生活意欲の向上へと繋がっていくような支援を目指します。

### (3)事業概要

#### 【事業所の強化】

- ・ 定例会の開催
- ・ 職員の研修の実施
- ・ 法人内部、他機関との連携の促進

#### 【障害者就労支援事業】

- ・ 就労継続支援A型事業
- ・ 就労継続支援B型事業



米袋の復元（就労継続支援B型作業）



手づくりキャンドル（就労継続支援A型作業）

## 11. 障がい者地域生活支援センターはばたき

### (1)現状・課題

障がいのある人の地域生活を支援するために設置された施設「はばたき」を、市の指定管理者として管理運営しています。

当センターでは、障がい者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく相談支援事業・地域活動支援センター並びに児童福祉法に基づく放課後等デイサービス事業実施しています。

このようななか、障がいのある子どもから大人まで、より専門的な立場でサービスを提供できる体制づくりが必要です。

### (2)目標・方針

利用者のQOL(生活の質)を高めていくために、法人内及び関係機関等との連携を強化し、利用者個々のエンパワメントの視点で関わりを持ち続けながら、相談支援事業、地域活動支援センター並びに放課後等デイサービス事業の充実を図ります。

利用者をはじめ、地域、市民の理解と愛着を得られる施設運営に努めます。

### (3)事業概要

#### 【指定管理施設の運営】

- ・燕市障がい者地域生活支援センター「はばたき」
- ・はばたき祭の実施

#### 【地域活動支援センター】

- ・所内職員研修の実施、定例会の開催
- ・地域活動支援センター事業（機能強化型事業）

#### 【相談支援事業】

- ・職員研修・定例会の開催
- ・法人内連携の促進
- ・一般相談支援事業
- ・特定相談支援事業
- ・障害児相談支援事業

#### 【放課後等デイサービス事業】

- ・職員研修・定例会の開催
- ・法人内連携の促進
- ・放課後等デイサービス事業



障がい者地域生活支援センター「はばたき」

## 12. 吉田老人センター

### (1)現状・課題

市の指定管理者施設として高齢者の福祉増進を目的に運営しています。

近年、高齢化が一層進むなか、安心して過ごすためには、仲間づくりをしながら生き生きと健康で暮らせる拠点づくりが大切であり、当センターはその役割を担う施設です。

平成27年度は、下水道整備や洋式トイレへの改修、照明機器の入替えなどを行いました。しかし、施設の老朽化による設備等の修繕が予想されます。

また、吉田地区の老人クラブ事業の拠点となっているため、同クラブ会員の減少傾向がそのまま施設の利用者減に影響している状況です。

### (2)目標・方針

施設の適正管理・運営を行うことにより、利用者数の現状維持に努めます。

高齢者福祉については、老人クラブ連合会と連携し、健康寿命を伸ばすための健康づくり講座や生きがい教室などを企画し、地域の高齢者をはじめ、老人クラブ連合会員の皆さんが地域の担い手として活躍できるような地域福祉を推進します。

### (3)事業概要

#### 【指定管理施設の運営】

- ・ 燕市吉田老人センター（シニアセンターよしだ）



健康づくり講座「コンディショニング」